

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。よろしく願いいたします。

少し質問の順番を変える場面もありますが、御了承ください。

まず初めに、先週、骨太の方針の方が出ました。その表現について文科省の見解をお伺いしたいと思います。

まず、書かれていることを読み上げます。主体的に調整できる個別最適な学びと協働的な学びの実現を始め、世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むという文面があります。

文科省として、世界に冠たる令和型の質の高い公教育というのをどのようにお考えなのか、教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。

六月の七日に公表されました経済財政運営と改革の基本方針二〇二三でございますが、いわゆる骨太でございます、の原案におきまして、世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むとの記載があると承知しております。

骨太方針は文科科学省において作成しているものではないものの、令和三年一月の中央教育審議会答申においては、子供たちの知徳体を一体的に育むこれまでの学校教育の良さを受け継ぎながら、

更に発展をさせて、令和の日本型学校教育として、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが示されておりまして、世界に冠たる令和型の質の高い公教育と趣旨を同じくするものと考えております。

このような令和の日本型学校教育の実現のためには、教育の質の向上に向けた総合的な取組が必要でございますが、具体的には、優れた教師の確保に向けた働き方改革、処遇改善、学校の指導、運営体制の充実の一体的推進、そして、日常的な活用も含めたGIGAスクール構想の次なる展開、そして、不登校対策を含めた、次代にふさわしい教育の保障などに取り組んでいくことが重要でございます。

文科科学省といたしましては、こうした取組を通じて、世界に冠たる令和型の質の高い公教育を全力で実現していきたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

気になったのはその後の言葉で、世界に冠たる令和型の質の高い教育の再生に向けてという言葉があります。再生っていうときは、大体物事が止まっているとか、停滞しているとか、落ち込んでいたりとか、そういうときに再生という言葉を使うと思いますが、その言葉についてはどのようにお感じになりますか。

○国務大臣（永岡桂子君） 我が国の学校教育を

取り巻く環境といたしましては、特別支援教育の対象となる児童生徒や、また外国人児童生徒の増加等の子供たちの多様化、教育DX、少子化等の大きな社会変化が起きているところだと思っております。

こうした変化の中で、不登校、いじめの増加、また教師の長時間勤務ですとか教師不足等を始めといたします様々な課題が顕著化をしております、文科科学省といたしましては、こうした課題に的確に対応せず看過していれば、看過すれば、我が国の公教育は衰退しかねないという強い危機意識を抱いているところでございます。

文科科学省といたしましては、こうした喫緊の課題に対して的確に対応することによりまして、令和の日本型学校教育を構築をし、改めて世界に冠たる公教育とすることを端的に表す表現といたしまして、公教育の再生が用いられているものと認識しております。御指摘、先生御指摘のことは当たらないというところだと思っております。

○古賀千景君 危機的な意識、危機的だということを感じていただいて、全力でお取り組みいただきたいということをおっしゃいます。

その下のところにもう一つ気になる言葉があつて、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、教職調整額の見直しや、真に頑張っている教師が報われるよう、各種手当の見直しにより、

職務の負荷に応じたため張りある給与体系を構築するという言葉があります。この真に頑張っている教師が報われるという言葉に私はとても引っかけました。それは、真に頑張っている教師という形で、教師全員が真という言葉に係る、係っていくのか、真に頑張っている教師が報われるとなったら、頑張っていない教師がいるというふうな表現になると思います。どちらとお考えに、お感じになりますか。

○国務大臣（永岡桂子君） 我が国の学校教育におきまして、教師は高い専門性を有し、そして子供の状況を総合的に把握をして指導をし、大きな成果を上げてまいりました。教師の方々は、熱意を持って子供の教育に真剣に向き合い、日々懸命に頑張っているというふうな認識でございませぬ。つまり、頑張っている教師と頑張っていない教師がいる、そういうふうには考えているわけではありませぬ。

他方、他方ですね、学級担任ですとか、学年の主任を始めとした各種主任等、様々な業務に関する分掌ですとか、学校の規模等の、それぞれの教師の職務や勤務の状況によって負荷に差があるというふうには考えております。

○古賀千景君 頑張っていない教員がないということを言っていたら、とてもうれしく思います。学校もそうです。頑張っていない子供はい

ませぬ。いろんな、うまくいかない子供はいます。だから、そういうところを分かっているか、学校というところはやっていけないと思えますので、そんなふうには言っていたら、とても安心しました。ありがとうございます。

では、次の話に移ります。教員採用試験が一月前倒しして、六月十六日というお話が報道されました。一月前倒しされた意図を教えてください。

○政府参考人（藤江陽子君） 教員採用選考の早期化等に関しましては、五月三十一日に各都道府県、指定都市教育委員会等に対しまして方向性の提示というものをいたしまして、第一次試験について、まずは来年度については六月十六日を一つの目安としてできるだけ前倒しを検討していただきたいということをお示ししたところでございます。

今回のこの方向性の提示の目的は、質の高い教師を確保し、そのために教師志願者の増加を図ることにあります。近年、教員採用選考の倍率低下ですとか受験者数の減少といった状況が見られる中で、教員免許状を取得しながらも採用選考を受験することなくほかの職種に流れる層も相当数いるところでございます。

特に、中学校、高校については新卒受験者数が減少しており、今後の教員採用選考試験の前倒し

により、これまでほかの職種に流れていた層が教員採用選考の受験へ向かう流れができることを期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、教職の志願者を拡大するには、採用選考の改善だけではなく、学校における働き方改革も含め、文部科学省、教育委員会、学校現場が一体となって多角的な取組を進めていくことが不可欠であるというふうな認識しております。

○古賀千景君 新卒者の皆さんはそうかもしれませんが、しかし、学校には臨時採用教職員がいて、その臨時採用教職員が六月に採用試験があると、正規になりたい臨時採用者は多分四月から仕事をしないと、そこで、もう六月のテストに向けて頑張る勉強しようと思ったときに、四月から本当に欲しい経験のある臨時採用者が私は減るのではないかと、このことを考えます。

また、他県の様子を聞いたときに、鳥取県は、定数が百四十人だったそうですが、辞める方がいらっしやるので二百人の合格者を出したと、そして辞退したのが百人です。だから、それぐらいにもう危機的な状況になっている。半分しか来なかったんです。

また、今年も既に新採者が多数病休に入ったり、もう辞めたり、辞退したりしています。僅か、四月一日採用で四月三日で病休に入った人間もいま

す。

そのような状況で、始業式までもたない、それぐらいの問題になっているというので、これでは、時期を早めるだけでは解決にならないのではないかと、時期を早めてもすぐ辞めてしまう、時期を早めても合格しても辞めてしまう、このような状況が深刻だと思っています。この状況をいかにお考えでしょうか。

○政府参考人（藤江陽子君） 委員御指摘の点でございますけれども、教員採用試験の時期を早期化することの課題の一つといたしまして、御指摘のように、臨時講師等をしながら再び教員採用試験を目指している者が不利にならないような、試験負担への配慮をどうするかという点があるというふうに認識しております。

この点につきましては、先般、文部科学省が提示いたしました方向性においては、既に多くの教育委員会において取り組まれているところではございますけれども、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入、活用することですか、教員採用試験の一次試験合格者等については、翌年度の当該試験の免除等の工夫が考えられるところを示したところでございます。

採用試験の前倒しに当たりましては、各教育委員会において、特に臨時講師としての勤務経

験を積極的に評価する仕組みを的確に導入、活用していただくこと等により、採用選考の前倒しが、臨時講師を始め学校現場の教師人材の確保へ、支障につながることはならないというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、教職の志願者、非常に教師不足、本場に危機的状況にあるということを踏まえまして、教職の志願者を拡大するには、採用選考の改善だけではなく、学校における働き方も含め、文部科学省、教育委員会、学校現場が一体となって多角的な取組を進めていくことが不可欠であるというふうに認識しております。

○古賀千景君 臨採者の試験の制度の改革というところではいろいろお願いしていきたいというふうに思っております。

学校にいる会計年度任用職員制度について伺います。

会計年度任用職員制度は、三年前に、任用の適正化、処遇の改善を目的に取り込まれたと思えます。実はそのときに、その年の四月、今までフルで働いていた臨時採用教職員がパートにたくさんさせられた例がありました。どこが変わったかというところ、時間が八時半から十七時までだったものが、九時から四時までとか、そんな切られ方をしている、パートという形に、会計年度任用職員に持つ

ていかれました。理由は処遇のことです。賃金を少なく減らすこと、少なくできるので、そのような制度になりましたが、実は業務は全く変わらず、時間だけが短縮されました。

例えば学校司書。学校司書の皆さんは、朝九時から十六時までの勤務となったときに、一時間目に図書館が使えません。放課後に子供が本を借りたいと思っても、返したいと思ってもできません。

また、栄養教員、教諭じゃなくて教員の皆さんも、同じく十六時までと切られました。これで何が起ったかというところ、今大臣が知徳体というお話ありましたが、学校は校内研修というのを週に一回やっていて、知徳体などに向けてそれぞれの項目によって研修を行います。その部分の体のところで、体、食育というところで、栄養教員はそれまでは研修にきちんと入ることができていたんです。しかし、十六時勤務ということになったときに校内研修には入れなくなりました。そういうところで、子供に関することで支障が出てきていると思っております。

このような点について、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） 会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じて適切な勤務時間を設定する必要があると考えております。

総務省から発出された通知におきましても、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置付けること自体を目的として勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適切ではないとされており、この通知を受けて、文部科学省からも、学校現場においても、制度の趣旨を踏まえ、その職務の内容等に応じて、任命権者の教育委員会の権限と責任の下で適切に任用していただくよう通知を発出しているところでございます。

今後とも、各教育委員会において制度趣旨を踏まえた会計年度任用職員制度の適正な運用等がなされるよう、引き続き促してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 通知の方、よろしくお願いいたします。

もう一つ、会計年度任用職員や臨採の処遇について伺います。

全国的に見ると、自治体によってかなり違うんですが、病休、産育休があっても、無給、賃金が出ないという制度がたくさん全国で見られます。また、一か月の病休、産休の代替制度がない、ですの、臨採は、病気になって一か月休まなくちゃいけないときは辞めなければなりません。子供を産むときも辞めなければなりません。育てるときも。

そのような状況の中で、病気になるというのは人間として当たり前のことであって、私たちだって、病気にはならなかったらいいなと思うけれどもなってしまう、そのようなものが直接賃金に結びついてしまう、休んだ分だけ賃金が減っていくという、この状況になっています。

どうしているかというと、有休で休んでいるんです、病休ではなく。有休で休んでいくということになると、ただでさえ臨採は有休少ないので、それがどんどん減らされていくことになります。

この病休、産育休の代替措置がないということ、また無給であるというこの状況を私はとてもおかしいことだと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） 会計年度任用職員や臨時的任用職員であっても、労働基準法を踏まえた各条例等により、産前産後の休暇は取得可能となっております。

また、産休時の給与につきましては、臨時的任用職員については、現在、全ての都道府県において有給とされているところでございます。

また、会計年度任用職員については、非常勤の国家公務員における有給化を踏まえ、総務省より各地方公共団体に対し、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講ずるようお願いをしたところであり、各地方公共団体において適切に対応がな

されるものと承知をしております。

病気休暇やその他の、その際の給与を始めとする勤務条件につきましては、国や他の地方公共団体の職員との間の権衡も踏まえながら、各地方公共団体の責任と権限において定められているものと承知をしているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

産休が有給できちんと取られているということ、しかし、妊娠したことが分かっているときに、君は体のために辞めた方がいいよと言われている女性がたくさんまだまだ学校現場にはいます。そのことも是非理解いただきたいと思うし、これだけの少子化対策を訴えるのであれば、育休の方のきちんとして代替制度、その有給化ということも進めていただきたいなということを思っています。

そして、私の経験上、任用の、私、臨採が長かったの、臨採が決まったのが大体、今福岡県では二月です、四月からの職が。毎年変わるの。二月だったら、二月に来るか来ないかどきどきしながら私たちは待っていました。トイレにも携帯を持っていつていました、教育事務所からいつ掛かってくるか分からないって。だって、四月からなかったら全く無職になるんです。その通知がもつともっと早ければ、臨採が民間に逃げていかなと思えます。もうこんなどきどきしとかなんたら、もうほかの業務に、業種に行こうって、やっ

ぱり塾に行ったりとか、ほかの会社に行きました。それをもっともっと早く、どうか人材バンクをつくるなりとかして、安心した雇用の保障というところをつくっていくのも欠員状況の改善につながるのではないかという思いを私は持っています。

是非そのようなことも、もちろん自治体のことにはなると思いますが、そういうことも考えていただければ少しでも少子化対策が改善できると、あっ、少子化じゃない、間違い、失礼しました、欠員状況が改善できると思いますので、どうぞよろしく願います。

終わります。

○熊谷裕人君 立憲民主・社民の熊谷です。

最初に、質問から一つ質問をさせていただきたいと思えます。質問の項目の中に、学校司書の配置に関する質問というのがあります、これ私もそこに関心事がありましたので、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

この学校司書の公立の小中学校の配置の現状は今どのようになっているのか、まずお聞かせをいただければと思えます。

○政府参考人(藤江陽子君) 文部科学省におきましては、学校図書館の現状に関する調査におきまして学校司書の配置状況を調べているところでございます。

令和二年五月現在、公立小学校では一万三千五

十一校に学校司書が配置されておりまして、全体の六九・一％というふうになっております。また、公立中学校では六千二十七校に学校司書が配置されており、全体の六五・九％となっているところでございます。

○熊谷裕人君 ありがとうございます。

これ、第五次学校図書館図書整備計画の中で、そこまで、小学校六九・一、中学校六五・九というところまでこの配置が伸びてきているんだというふうに思いますが、この学校司書さんたちの中でいわゆる常勤でいらつしやる司書さんの数と割合を、できれば正規か非正規かというところもお答えいただきたいんですけど、分かる範囲でお答えをいただけませんかでしょうか。

○政府参考人(藤江陽子君) 学校司書の常勤職員の数につきましては、小学校では千八百七十七人で全体の一三・四％となっております、中学校では八百七十九人で全体の二四・一％となっているところでございます。

○熊谷裕人君 常勤の職員さんがもう一五％切るような数しかいらつしやらないというのは、ちょっと数字聞いて衝撃的でした。

これ、常勤といっても、今、古賀委員のお話あったかもしれませんが、あったように、これ会計年度任用職員さんがほとんどなんだろうというふうな想像をしています。雇用が不安定な中で学校

司書さんをやられているのかなというふうな思っておりますが。

令和四年度から第六次のこの計画が五か年で始まっていると認識をしております。改正学校図書館法において、この学校司書の配置について努力義務規定になっているということを踏まえて、学校司書を各学校に配置を促進するんだというふうなこの第六次計画ではうたっておりますけれど、この第六次計画では、先ほど御答弁ありました六九・一％と六五・九％の司書さんたちの配置をどれくらいのところまで伸ばしていくつもりなのか、その数値目標がありましたらお聞かせいただければと思えます。

○政府参考人(藤江陽子君) 御指摘の第六次学校図書館図書整備等五か年計画につきましては、これまで、第五次におきましては一・五校に一名配置するとしていた学校司書を、一・三校に一名配置するよう拡充したものでございます。これという七〇％ちよつと、何％かちよつと、これ配置の基準で、一・三校に一名ということで拡充させていただきます。

○熊谷裕人君 一・五校から一・三校へ五年間でということでありませうけれど、全校配置を達成するにははるか先なのかなというふうに思います。

これから、令和四年度から令和八年度までの目標で僅かそれだけ、まあ率でいうと大体七八％前